

感染拡大予防マニュアルについて

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年7月8日）

京都大学危機対策本部は6月18日までに感染拡大予防マニュアルを作成するとしていましたが、全学的な公開はいまだになされていません。

しかし、大学院理学研究科が6月30日に発表した『新型コロナウイルス感染防止活動制限レベル活動ガイドライン』には、危機対策本部通達『感染拡大予防マニュアル-令和2年度前期授業の実施における配慮について-（第1版）』が6月15日に策定されたものとして公開されています。

また、京都大学新聞社7月1日掲載記事『京大 一部の対面授業を再開 課外活動は全面停止を継続』によると、京大当局は学内向けに感染対策マニュアルを作成し、各学部・研究科に通達したが「ホームページなどでは公開しない」と回答しています。

感染症対策の実施要項は学内に広く周知されるべきであり、その有効性や実現性の検証も様々な立場の人が行えるべきであるのは明白だと考えます。京大だけが課外活動の再開予定が不明瞭なことにより、競技団体全体として再開できない事態が既に発生しています。感染拡大予防マニュアルがどのような根拠に基づき制定され、どのような規制を行っているかを曖昧な形ではなく真摯な態度で社会全体に対して説明することは、京都府から活動再開を託された国立大学としての責務ではないのでしょうか。感染拡大予防マニュアルを検証し批判する権利は学生や学外者にはないのでしょうか。

そこで以下の内容を質問します。質問には危機対策本部の状況や知見を踏まえた上で、包括的ではなく、個別具体的に回答していただきたいです。

1. 『感染拡大予防マニュアル-令和2年度前期授業の実施における配慮について-（第1版）』は危機対策本部が6月15日に策定したもので間違いありませんか。
2. 当該感染拡大予防マニュアルを全学的、または外部からの検証が可能な状況で公開しない理由をお答えください。
3. 当該感染拡大予防マニュアルでは、『4. 部（クラブ・サークル）活動における配慮』として『部（クラブ・サークル）活動を大学として再開の決定をする場合は、別途「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル」を作成し、必要な対策を実施する』と明記されています。「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル」とは危機対策本部が別途作成する予定があるものか、各課外活動団体・個人が策定し届け出るものなのか、現時点での想定を示していただきたいです。

（本来『自粛の要請』を解除し『大学として再開の決定をする』ことと、学生自身が主体的に感染症対策を行ったうえで自粛状態を解除することは別のことであるが混同されているのが現状であると考えます。）

以上3点よろしく願いいたします。

【回答】（回答日：2020年7月13日）

（回答者：リスク管理掛、教育推進・学生支援部厚生課）

1. 危機対策本部が令和2年6月15日付けで策定したものです。
2. 現在は公開しております。

http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/coronavirus/documents/200709_5.pdf

3. 令和2年7月9日付「課外活動の自粛要請の限定的緩和について」を KULASIS に掲出しておりますので、ご確認ください。